

健康診査・がん検診

健康増進課 ☎(32) 8905

特定健康診査等

20歳から39歳までの方と、国民健康保険や後期高齢者医療制度にご加入の方に健康診査を無料で実施しています。

■内容 計測、血圧測定、血液検査、尿検査など

※特定健康診査と後期高齢者健康診査は、市が会場などを設定する集団検診のほか、市が指定する医療機関でも受診できます。ヤング健診は集団検診のみです。

がん検診等

死因第一位である「がん」の早期発見を目指して、各種がん検診等を無料にて実施しています。
※一部自己負担金がある検診があります。

健診結果説明会

集団検診受診者等を対象に、健診結果の説明会を行います。

特定保健指導

国民健康保険被保険者で、特定健診で積極的支援、動機づけ支援と判定された方が対象となります。該当の方にはご案内をします。

がん患者のウィッグと乳房補整具の購入費助成

健康増進課 ☎(32) 8905

がんを治療している方の、医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入費用の一部を助成します。

■対象者

- 次のすべてに該当する方
- ・市に住所を有する方
 - ・がんと診断され、その治療を行っている方
 - ・がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、補整具が必要である方
 - ・市税を滞納していない方
 - ・過去にこの助成金の交付を受けていない方

■助成対象

- ・医療用ウィッグ(本体の購入費)
- ・乳房補整具(補整下着、シリコンパッド等)

■助成額 購入額の2分の1
(100円未満切捨て)

- ・医療用ウィッグ上限3万円
- ・乳房補整具上限2万円

■申請期限 購入日から1年以内

■申請方法 交付申請書、がん治療を証明する書類、補整具の領収書を健康増進課に提出

介護保険

高齢福祉課 ☎(32) 8904

介護保険は、40歳以上の方が保険料を負担し、介護を必要とする方やそのご家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。

市内に住んでいる65歳以上の加入者を第1号被保険者、40歳から64歳までの加入者を第2号被保険者といいます。

保険料の納め方

第1号被保険者

年金額が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。65歳になったときや、転入したときなどは、一時的に納付書または口座振替で納めます。

第2号被保険者

国民健康保険に加入している方は、国民健康保険税とまとめて給与から天引きされます。

サービスを利用するには

要介護(要支援)認定を受け、ケアプランの作成が必要です。ケアマネジャーと相談しながら作成すると、サービスの利用に関する様々な調整も行えます。

予防接種事業

健康増進課 ☎(32) 8905

感染の恐れがある病気の発生及び蔓延を予防するために、予防接種を実施しています(対象となる条件があります)。

定期予防接種

県内の医療機関において接種できます。県外で接種を希望する場合は、予防接種依頼書が必要となりますので、事前に健康増進課へご相談ください。

■対象となるもの

A類(無料)

ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、BCG、MR1期・2期・5期、日本脳炎、二種混合、水痘、B型肝炎、子宮頸がん予防、ロタ

B類(一部助成)

高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌

任意予防接種

下野市・小山市・上三川町・野木町の医療機関(小山地区医師会)で接種できます。小山地区医師会以外で接種を希望する場合は、事前に健康増進課へご相談ください。

■対象となるもの(一部助成)

おたふくかぜ、風しん・MR(成人)、小児インフルエンザ(生後6か月から小学6年生まで)

特別な理由による任意予防接種の助成

骨髄移植手術等により、過去に接種した定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方が、その予防接種を任意に受ける場合、その費用を助成します。対象となる予防接種や条件等について、事前に健康増進課へお問い合わせください。